

令和4年度第1回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第1回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-1、3-2、3-3、3-4の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-1から4まで報告いたします。場所は■■■■から■■■■kmほどの場所にあります。■■■■の■■■■の下で■■■■の北側にあります。トマトハウスを建てられておりますが、町からの払い下げで3-3と3-4は去年からトマトが植え付けされており3-1と3-2は今年からということです。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。3-5の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-5について報告します。場所は■■■■支所より■■■■約■■■■km 県道■■■■線の■■■■小学校付近です。4月25日■■■■委員と譲り受け人の■■■■さんと私の3人で現地確認を行いました。この土地は昭和51年11月に旧■■■■小学校のプールの代替え措置として、おじいさんが旧■■■■町から借り受けたものであります。現在プール用地は小学校が閉校した今も防火水槽として活用があり返還は難しいとの説明があり現在のプール用地■■■■、地目は雑種地と代替え地の■■■■を交換することに至ったそうです。何ら問題はないと思われれます。審議のほうよろしく願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	■番	3-4の登記面積と耕作面積が異なるのはどういうことでしょうか？
	事務局長	これは記載の誤りというふうにご理解いただければと思います。訂正すればよかったんですがもれております。6390㎡でお願いしたいと思えます。
	■番	3-5ですが非課税になってますけどこれが農業委員会に出てくるということは田として作られるということなんでしょうか？
	■番	そうです。現地を見に行った時にはもう代かきをしてありました。
	■番	非課税のままではないんですね。
	事務局長	町の土地ですから非課税という扱いですけど個人のかたにいくと課税の扱いになるということをご理解いただきたいと思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-1の案件につきまして、■推進委員がお休みですので■委員をお願いします。
	■番	■番農業委員の■です。4-1の内容についてご報告いたします。場所は■から■方面へ■kmそこから■方面に道路が別れまして、そこから100mぐらいのところの道路沿いにあります。本件は昨年の農地パトロールで指摘があった項目ですすでに実施済みということです。本人のほうも始末書を書かれております。特に問題はないものと思えますのでご審議の方よろしくをお願いします
	議長	ありがとうございました。4-2、4-5、4-6の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。4-2について報告します。場所は支所より■へ約■kmぐらいの■郵便局から県道■線を■方面に■mぐらい行ったところにあります。現況写真や航空写真を見てもらえば分かると思いますが、もう工事は終わっておりまして平成11年11月ごろ宅地への進入路として造成されており、■の23㎡を進入路として造成されておりました。始末書等もでております。審議のほうよろしくをお願いします。 続きまして4-5について報告します。場所は■支所より約■km■方面で■付近でございます。4月25日に私と■委員と代理人である■の■さんの3人で現地を確認しました。排水環境が

		<p>悪いので株式会社■■■■の建設残土を受け入れ2筆ある田を1筆にし盛り土して排水良好な圃場にするためだそうです。</p> <p>続きまして、4-6も場所的にはさっきと似たような場所にあります。4月25日に私と■■委員、代理人の■■■さんと現地を確認しました。これも株式会社■■■■の建設残土を受け入れ2筆ある田を1筆とするためだそうです。何ら問題ないものと思われます。工事は刈り取りを行ってからだと思います。現状を見たところもう代かきをしてありました。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。4-4の案件につきまして、■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>受付番号4-4についてご説明申し上げます。■■■■担当の■■■■でございます。場所は■■支所より県道■■■■線を■■方向■■kmほど走りまして旧■■小学校の手前■■■■mを■■に■■■■mほど入ったところでありまして。令和4年4月22日に■■委員と申請人の■■■■氏代理人であります■■■■氏同行のもと現地の調査及び聞き取りを致しました。申請の土地につきましては排水環境が悪く湿田となっており株式会社■■■■の建設残土を受け入れ盛り土をして排水良好な土壌にするためであります。山際のほうに田が3cmほど高くなっている田を同じレベルにする工事をされるとのことです。被害防除措置計画等の許可要件は満たされているものと思われますので、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。4-3の案件につきまして、■■推進委員お願いします。</p>
	■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-3について報告します。場所は■■■■から■■■■mのところにあります。4月24日に■■農業委員さんと現地調査いたしました。この場所は以前申請がされていたと思いますが未だにハウスが建っておりません。物価の高騰で工事が遅れていると聞いております。何ら問題ないと思われますので審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	事務局長	<p>補足説明をさせていただきます。航空写真の11ページを見ていただければと思いますが4-6■■■■さんの田であります道が入っておりますが、これは地籍確定後譲り受けるというお話をいただいておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。それと4-5ですが筆が4筆ありましてそのうち下側の町が先ほどの改良される土地になりますのでそのへんもご承知おきいただきたいと思っております。</p>
	■■番	<p>4-4なんですが高低差があまりないように見えるし、4条を出すときに1m以上の盛り土をする場合に4条申請が必要だったように思うんですが、そこらへんはどうですか？少しでも盛り土をしたら4条申請を出さな</p>

		いといけないんですか？
	議長	人間の手を加えてやる場合はわずかなドロの搬入も基本的には一時転用になります。おそらく一作できないんでしょう。今年秋にやって何年の申請が出る？
	事務局長	工期のほうは書いてないので返事は今すぐできません。
	■番	とにかく2枚を1枚にするんならいるんですか？1m以上かなと記憶があったもんですから。
	議長	また調べます。一時転用の場合は基本的に土を入れる場合は2枚を1枚にするんならこういうレベルにしますよという函面をつける必要があると思います。4-5、4-6は3反を超えますので一時転用の場合は県の許可が必要になってまいります。農業会議のほうに審査を出してそこで決定しだい手続きを出すという形になりますので、来月の農業会議の審査会にだすということになっております。その場合はどういう計画になっているかという函面等を求められますので工事期間が1年なのか2年かかるのか業者に提出を求める必要があります。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-1の案件につきまして■推進委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-1について報告します。場所は■から■へ約■kmの場所にあります。4月23日に■委員さんと申請者の■さん同行のもと調査いたしました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われま。審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。5-2の案件につきまして■推進委員をお願いします。
	■番	■担当の■です。受付番号5-2について報告します。場所は■号線より■から県道■線を■へ約■kmのところにあります。調査した日時は4月26日■委員と両者の担当者の■氏同行のもと現地調査しました。この土地の譲り渡し人は高齢でありまた現地に住んでおらず何十年も農業を行っておらず今後も耕作を行うことを考えておられず、このまま荒らすのは周辺に迷惑が掛かるとのことで譲り受け人

		が買い受けて太陽光パネルを設置するものです。周辺の農地や民家に影響がないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	事務局長	事務局から5-27について補足説明いたします。この土地は一部町道の敷地がございましたのでそれについて業者の方から確約書が提出されたのでご報告をさせていただいて承認のほうをお願いしたいと思えます。[REDACTED]の土地は現在国土調査によりまして道路用地と現況の田との境がない状態なんですけど、これが登記が行われればその土地が分かれるということになります。それに対して確約書としまして弊社が該当する土地に設置する太陽光発電について、[REDACTED]と[REDACTED]というふうに分かれるんですがその部分の土地について4番のほうが道路用地になる土地でございますが[REDACTED]が取得後、町に無償で譲渡するということの確約書が4月6日付けで社長名で提出があったことの報告をさせていただいて、お願いするものであります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案 第5号議案	議 長	続きまして議案第4号「農用地利用集積計画(第74号)について」及び、議案第5号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」同一案件でございますので合わせて説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農用地利用集積計画(第74号)について」及び、議案第5号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第1号報告	議 長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようです。報告事項でありますので申請通りとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。

		午後2時46分
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

		令和4年5月27日
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>